

相続放棄等の熟慮期間の伸長に関する意見書

2011年（平成23年）5月26日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

東日本大震災により相続が開始された件について、民法第915条の「相続の単純若しくは限定承認又は放棄」の期間を、自己のために相続の開始があったことを知った時から1年に伸長する特別の立法措置を早急に講じるべきである。

第2 意見の理由

1 現行の熟慮期間があまりに短いこと

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災から間もなく3か月目を迎えるが、いまだに8000名を超える行方不明者の捜索が続き、また、福島原発の被害は進行中で、多くの被災者は生活再建の見通しも立たないなど、被災地は混乱状況が続いている。

民法第915条は「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。」と規定し、家庭裁判所で伸長の申立て手続を経ない限り、単純承認したものとみなされる（民法第921条第2号）。そのため、6月中旬には多くの被災者が相続の単純承認することとなってしまう。しかし、被相続人に債務があるなど相続人に不利益な場合もあり、相続人に十分な熟慮期間を保障する必要がある。少なくとも、前記の被災地の現状からすると、熟慮期間3か月はあまりにも短いことは明白である。

2 現行法の下での対応には限界があること

この不利益を回避するため、被災地の弁護士会が熟慮期間の伸長を申し立てよう被災者を支援するとともに、積極的に広報等の活動を行っている。また、裁判実務において、熟慮期間の始期を弾力的に解するなどして、個別に救済する形で対応することが期待されている。

しかし、いまだに避難所での生活を余儀なくされている数多くの被災者に家庭裁判所への申立手続を促すのは現実的に困難である。また、被相続人の債務等の存在を当初から知っているケースでは、弾力的解釈にも限界があるため、必ずしも救済できるとは限らない。

3 熟慮期間の伸長が妥当であること

そもそも、熟慮期間を限定する趣旨は、相続関係を早期に確定させ、多くの利害関係者との間の法律関係の安定を図るところにある。しかし、東日本大震災の被災地では、復興方針も定まっておらず、経済活動もいまだに非常事態が続き、被災土地の買取りや既存の債務の免除など相続関係に大きな影響を与える立法措置等が検討されるなど、前提となる社会経済状況そのものが流動的な状態にある。そうすると、法律関係の安定を早期に図る必要そのものが乏しいと言わざるをえない。

むしろ、行方不明者の捜索は今後も続けられる見通しであり、相続開始の有無そのものが確定できない例も多い。相続財産の存在についても、津波被害地域や原発避難地域では、有価証券や動産等が散逸し、海没や立入禁止等により不動産の状況の把握さえ困難である。債務等についても、関係者と連絡さえ取れない場合も多い。こうした状況下で、早期に相続関係を確定させることそのものが、法律関係の混乱を招きかねず、熟慮期間を伸長するのが法的にも社会的にも妥当と言うべきである。

4 包括的な立法措置が妥当であること

この点、熟慮期間の伸長は、利害関係人または検察官による個別の申立てによって行うことも制度上は可能である（民法第915条第1項但書）。しかし、東日本大震災では、極めて多数の相続が発生しているところ、多数の相続が発生したという事象も、到底3か月の熟慮期間では足りない混乱の極みにある困難した社会状況も、いずれも震災に起因にするものである。かかる共通の事象や状況は、個別の申立てによることなく、包括的な立法措置を早期に促す必要性を強く基礎づけるものである。

最高裁判所は2011年（平成23年）3月13日付で、法定期間等の伸長につき適切な対応をとるよう各裁判所に通知し、被災者の実情に応じた弾力的な対応を配慮しているところであるが、さらに、かかる立法措置によって相続問題を抱える被災者の不安を解消し、法律関係の混乱を回避することが相当である。

5 熟慮期間は1年が妥当であること

伸長する熟慮期間については、応急仮設住宅が供給され、生活状況の一応の安定が確保されるのに、少なくとも半年以上を要すると見込まれること、土地買取りや債務免除等の立法措置が講じられて、現実に施行されるまでに今後数か月が見込まれること、民法上の危難時の失踪宣告期間が1年とされていること（民法第30条第2項）、登記手数料免除の特例など様々な特例措置の期限

が1年とされていること、被災者にとって期間の終期が分かりやすいこと等を考慮すると、現行3か月のところを、1年に伸長するのが相当である。

6 結論

よって、東日本大震災により相続が開始された件にかかる民法第915条の熟慮期間を3か月から1年に伸長する特別の立法措置を早急に講じるべきである。

なお、そもそも債務が相続されること自体、広く一般に周知されているとは言い難い。そこで、熟慮期間の満了に際しては、政府から被災者に対し、十分な告知等の広報がなされるべきである。また、前記意見は熟慮期間の伸長を求めるものであって、画一的な処理を求めるものではないので、裁判実務においては、被災者の実情に応じて、より一層の弾力的な運用を行うべきである。